

令和4年度食品110番受付状況について

長崎県食品安全・消費生活課

県民の方からの食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会を受け付ける直通電話 食品110番（フリーダイヤル 0120-492574〈ショクジコナシ〉）を設置しています。

令和4年度の受付状況をお知らせします。

1 受付状況

(1) 情報提供件数

19件（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

食品分類					
食肉卵	水産物	野菜・米果物	加工品	その他	合計
0	1	0	14	4	19

情報区分					
表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	合計
13	1	0	0	5	19

関係法による分類				
食品表示法	食品衛生法	景品表示法	その他	合計
11	2	1	5	19

結果		
調査		他県等への情報回付
指導あり	指導なし	
2	12	7

※他県等への情報回付に指導あり2件を含む

2 主な情報提供及び対応内容

疑問点	対応・処理内容
乾めんに賞味期限は「同一面左記記載」と表示されていたが、どこにも日付の記載がなかった。	管轄の保健所より、本製品の製造者へ賞味期限を適正に表示するよう指導を行いました。
しいたけの原産地表示が変わるとの記事を読んだ。自身が購入しているしいたけ加工品についても、原産地表示が変わるのか。	しいたけの産地は、これまで収穫した場所（収穫地）を原産地として表示することになっていましたが、令和4年3月の食品表示基準Q&Aの一部改正により、菌床や原木に種菌を植え付けた場所（植菌地）を原産地として表示するように変更されました。 生鮮食品のしいたけは令和4年9月末まで、しいたけ加工品は、令和5年3月末までが経過措置期間（事業者が表示を変更するための猶予期間）となっています。 購入されている商品についても、新しいルールに基づいて原産地の表示が変更される可能性があります。